

平成29年8月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成29年8月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成29年8月25日（金）午後1時30分から午後2時17分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員 （24人）

会長： 1番： 花野 隆雄	会長代理： 2番： 南波 快和
委員： 3番： 榎本 太	委員： 4番： 西奈美 公平
委員： 5番： 水澤 正明	委員： 6番： 大沼 和雄
委員： 7番： 松村 智	委員： 8番： 増子 強
委員： 9番： 榎本 喜作	委員： 10番： 佐藤 陽子
委員： 11番： 白塚 幸二	委員： 12番： 川上 勝之
委員： 13番： 馬場 勝	委員： 14番： 森田 謙
委員： 15番： 緒形 文一	委員： 16番： 志村 政美
委員： 17番： 小熊 威	委員： 18番： 南波 雅子
委員： 19番： 小泉 六助	委員： 20番： 桐生 正男
委員： 21番： 忠 貞夫	委員： 22番： 佐藤 常男
委員： 23番： 羽田野 正明	委員： 24番： 田村 信秀

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第5号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第6号議案 胎内市農業委員会を実施機関とする胎内市個人情報保護条例施行規程の制定について

第7号議案 胎内市農業委員会を実施機関とする胎内市情報公開条例施行規程の制定について

第8号議案 胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の制定について

第9号議案 胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会要綱の制定について

第10号議案 胎内市事務委任規則の一部改正について

- 第4 報告第1号 胎内市農業委員会の委員の選任に関する規程の制定について
- 報告第2号 胎内市農業委員会の委員の候補者評価委員会要綱の制定について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第8号（農地法施行規則第32条）の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主任：阿部正彦

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 29 年 8 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 24 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、18 番南波雅子委員、19 番小泉六助委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、7 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>8 月 2 日、竹島地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、川上委員、志村委員、増子委員に出席していただきました。</p> <p>8 月 16 日、下越地区農業委員会連絡協議会第 2 回理事会及び第 17 回常設審議委員会が J A新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>8 月 18 日、8 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様にご案内いただき審査していただきました。</p> <p>8 月 24 日、市町村農業委員会研修会が新潟市の新潟テルサで開催され、17 名の委員の皆様にご参加いただきました。ありがとうございました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、経営の拡大のための売買及び贈与がそれぞれ 1 件、譲渡人の要望による売買が 1 件、法人化に伴う現物出資が 1 件、譲受人及び譲渡人の要望による交換がそれぞれ 1 件の計 6 件であります。1 番の案件につきましては、経営の拡大のため、高畑地内の畑を総額〇〇〇〇円で売買するものであります。申請地につきましては、ほ場整備事業の換地処分により譲受人名で登記される予定であったものが、手違いにより従前の所有者である譲渡人名で登記されたため、改めて譲受人名で登記をするために売買するものであります。なお、売買価格は当時の価格が採用されたため、10a 当たり〇〇〇〇円となります。2 番の案件につきましては、譲渡人が高齢となり離農するために、北成田及び竹島地内の田を 10a 当たり〇〇〇〇円で売買するものであります。この案件は、第 5 号議案の所有権移転の案件と同様に、農業経営基盤強化促進事業による売買を希望されたものであります。当事業を利用するためには、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿ったものでなくてはならず、そこでは、所有権移転を受ける場合の対価の算定基準については、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引の対価に比準して</p>

算定される額を基準としその生産力等を勘案して算定すると定められているため、売買価格が通常の価格に比べて低いものは、同事業ではなく農地法第3条による売買となったものであります。3番の案件につきましては、村松浜地内の畑を法人に現物出資するものであり、譲渡人が設立した法人に対してご自身が、現金ではなく現物を出資するために権利を移動するものであります。なお、農地法第3条の許可要件のひとつである耕作する農地の下限面積は、都府県においては50aと定められておりますが、農業委員会が別の面積を定めて公示することによりその面積を変えられることとなっておりまして、本市においては桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜、村松浜の区域においては30aと定めているため、本案件の面積は許可要件を満たすものであります。また、譲渡人は、本市以外においても農地を所有しており、それらの農地も同様に法人に現物出資するため、新潟市西区及び西蒲区の農業委員会においても同様の申請がされることとなっております。4番の案件につきましては、経営の拡大のため柴橋地内の田を贈与するものであります。平成28年7月に柴橋地内の畑94㎡、雑種地286㎡を合計〇〇〇〇円で売買する案件を許可しましたが、〇〇〇〇円には本申請地も含まれているつもりで両者が売買をしたものの、その後、申請には本申請地が含まれていないことが判明したため、改めて贈与により権利を移動するものであります。5番及び6番の案件につきましては、横道地内の田と近江新地内の田を交換するものであります。5番の田については、譲受人の所有地と隣接し、併せて一枚の田として利用されている上、譲受人が永代小作により長年耕作していたことから譲り受けることを希望していましたが、それに対して譲渡人は代替地を求めたため、6番の田と交換することとなったものであります。

以上、第1号議案の全ての案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

第1号議案の事前審査結果について、17番小熊威事前審査委員長から報告をお願いします。

17番

それでは、第1号議案についてご報告いたします。

去る8月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班委員6名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。

第1号議案は、経営の拡大のための売買及び贈与がそれぞれ1件、譲渡人の要望による売買が1件、法人化に伴う現物出資が1件、譲受人及び譲渡人の要望による交換がそれぞれ1件の計6件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。 次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。 議案書2ページをお願いします。 第2号議案については、農機具格納庫を建設するための転用であります。この案件につきましては、横道地内の第1種農地に農機具格納庫を建設するための転用であります。申請地につきましては、20年ぐらい前のほ場整備工事で表土置き場に利用されて以来、盛り土された状態が続いている上、農機具格納庫も建設されていましたが、農地中間管理機構への貸し出しに伴う農地確認を行った際に転用申請が必要であることが判明し、この度申請されたものであり、今後は再発防止に努める旨の始末書が提出されていることを申し添えます。 以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可条件を満たしております。 3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、17番小熊威事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
17番	<p>それでは、第2号議案についてご報告いたします。 第2号議案については、農機具格納庫を建設するための転用であります。事前着工されているため、現地は確認しませんでした。再発防止に努めるという始末書も提出されていることから、やむを得ないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せず、許可することにご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議・なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、第2号議案は、県農業会議に諮問せず、許可することに決定いたしました。 次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。 議案書2ページ中段でございます。 第3号議案は、駐車場として利用するための転用が1件、砂利採取のための一時転用が1件の計2件であります。1番の案件につきましては、大川町地内の第3種農地である休耕田を駐車場として利用するものであり、395㎡を賃貸するものであります。2番の案件につきましては、高野地内の農用地区域内の農地から砂利を採取するための一時転用で、所要面積は17,706㎡、採取期間は、本年10月1日から平成31年3月31日までとするものであります。 以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・転用時期・資金計画等、申請内容は転用許可条件を満たしております。 3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、17番小熊威事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
17番	<p>それでは、第3号議案についてご報告いたします。 第3号議案については、駐車場として利用するための転用が1件、砂利採取のための一時転用が1件の計2件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりで、1番は現地を確認しましたが事前着工もありませんでしたし、2番は業者から工事概要などの説明を受け、農耕車の通行に配慮することなどを要請しました。 いずれの案件も特に問題はないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告があ</p>

	<p>りましたが、この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の1番については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可し、2番については県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第3号議案の1番は県農業会議に諮問せずに許可し、2番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>第4号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案をご説明いたします。 議案書3ページをお願いします。</p> <p>このたび、長年耕作しておらず非農地化しているとの申し出が2件ありました。</p> <p>1番の案件につきましては、下高田地内の登記地目が畑の第1種農地で、およそ10年前から耕作しておらず竹林化しているとして申出があったものです。</p> <p>なお、申出面積660㎡は、転用許可が不要な携帯電話の基地局として利用されている356㎡を含む面積であります。</p> <p>2番の案件につきましては、中村浜地内の登記地目が畑の第2種農地で、およそ20年前から耕作していないとして申出があったものです。</p> <p>申し出を受けまして、事務局が現地調査を行った結果、それぞれに程度は異なりますが、いずれの案件も農地に復元することが困難と判断し、「非農地」であるとして提案するものであります。</p> <p>なお、下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の事前審査結果について、17番小熊威事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
17番	<p>それでは、第4号議案をご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、1番は現地を確認し、2番は写真で確認をしましたが、竹林又は原野化し農地には復元できないものと認められ、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第4号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第5号議案は所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案の所有権移転をご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>この案件につきましては、竹島地内の田を、第1号議案の2番と同じ方が売買するものであります。そこでご説明いたしましたとおり、譲渡人が高齢となり離農するために売買するものであり、売買価格は総額で〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円であります。</p> <p>以上、農用地を効率的に利用して耕作すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、12番川上勝之あっせん審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。</p>
12番	<p>第5号議案の所有権移転についてご報告いたします。去る8月2日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、高齢で後継者もないなどの理由で財産整理をしておきたいとのことでした。買い手は胎内市民ではありませんが、在住地で認定農業者となっており、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>続きまして、第5号議案の所有権移転の事前審査結果について、17番小熊威事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
17番	<p>第5号議案の所有権移転について、ご報告いたします。 この案件につきましては、譲受人が隣地を耕作していることから、効率的に作業ができ、安定した経営につながるものと期待できる上、あっせん審査会が開催されますので問題はなく、事前審査会では承認相当であると判断しましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、第5号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案の利用権設定を議題といたします。 第5号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。 初めに第5号議案の利用権設定の1番を審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案の利用権設定の1番をご説明いたします。 1番の案件は、経営移譲年金を受給するため、親子間による10年間の使用貸借による権利を新規に設定するものであります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の利用権設定の1番の事前審査結果について、17番小熊威事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

17 番	<p>第 5 号議案の利用権設定の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>1 番の案件は、経営移譲年金受給のための使用貸借による権利の新規設定であり、事前審査会では承認相当と判断しましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案の利用権設定の 1 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたので、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第 5 号議案の利用権設定の 1 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案の利用権設定の 1 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案の利用権設定の 2 番を審議いたします。</p> <p>なお、____番____委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案の利用権設定の 2 番をご説明いたします。</p> <p>2 番の案件は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 5,000 円であります。以前から譲渡人は、円滑化団体を通じて農地の貸し借りを希望していましたが、借り手が見つからない状況が続いておりました。この度別件で、譲受人と譲渡人がやりとりをする中で、畑を借りてほしい旨の要望があり、譲受人がそれに応じることとなったものであります。</p> <p>本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 5 号議案の利用権設定の 2 番の事前審査結果について、17 番小熊威事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>

17 番	<p>第 5 号議案の利用権設定の 2 番について、ご報告申し上げます。</p> <p>2 番の案件は、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものであります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断しましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案の利用権設定の 2 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 5 号議案の利用権設定の 2 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 5 号議案の利用権設定の 2 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 6 号議案「胎内市農業委員会を実施機関とする胎内市個人情報保護条例施行規程の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 6 号議案を説明します。</p> <p>議案書 5 ページ上段でございます。</p> <p>胎内市の個人情報保護に関する基本的事項を定めた胎内市個人情報保護条例において、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会が、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない実施機関として定められておりました。それぞれの機関はどのようにして個人情報を保護するかを定めることとなっております。これまでも、農業委員会としては、市に準じた形で個人情報を保護してまいりましたが、あらためてそれを明文化するものであり、施行日を本年 9 月 1 日とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 6 号議案について、事務局から説明がありました。この件について、質疑を行います。</p>

	<p>ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第6号議案については、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、第6号議案については、承認することに決定いたしました。 次に、第7号議案「胎内市農業委員会を実施機関とする胎内市情報公開条例施行規程の制定について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第7号議案を説明します。 議案書5ページ中段でございます。 胎内市の情報公開に関し必要な事項を定めた胎内市情報公開条例において、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会については、市民の情報の公開を求める権利が十分に尊重されるように同条例を解釈し、運用しなければならない実施機関として定められておりまして、情報公開請求の方法などその手続き等については、それぞれの機関が定めることとなっております。第6号議案と同様に、これまでも農業委員会としては、市に準じた形で情報公開に対応してまいりましたが、あらためてそれを明文化するものであり、施行日を本年9月1日とするものであります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第7号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第7号議案については、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。よって、第7号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第8号議案「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の制定について」及び第9議案「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会要綱の制定について」は関連がありますので、一括して審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第8号議案をご説明します。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>第8号議案につきましては、農地利用最適化推進委員の選任の手続き等を定めるものであります。主な内容といたしましては、市域を中条地区、乙地区、築地地区、黒川地区の4区域に分けた上で、それぞれの区域の定数を2人ずつとするとともに、公募の方法等を定めるものでありまして、7ページと8ページは推薦及び応募に必要な様式であります。</p> <p>続いて、第9号議案をご説明します。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>第9号議案につきましては、農地利用最適化推進委員の候補者を評価するために設置する、評価委員会に関するものであります。主な内容といたしましては、評価委員会の所掌事項や委員の人数などを定めるものであります。</p> <p>なお、施行日につきましてはいずれも、本年9月1日であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第8号議案及び第9号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第8号議案及び第9号議案については、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第8号議案及び第9号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第10号議案「胎内市事務委任規則の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第 10 号議案をご説明いたします。 議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>市長は、その権限に属する事務の一部を、農業委員会などの執行機関と協議した上で、その執行機関に委任することができることと地方自治法に定められております。この度、市から農業委員会に対して、事務委任する事項等を変更するための協議があったことを受け、皆様にお諮りするものであります。</p> <p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>主な変更内容といたしましては、第 9 条第 4 項に掲げる農業委員会が補助執行する事務として、農業委員会の委員の選任手続に関する事務と農業委員会の委員の候補者評価委員会に関する事務が追加され、以前から事務委任されていた農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業に関する事務につきまして、委任の内容をこれまでの実態に合わせた他、文言の整理を行ったものであります。</p> <p>なお、施行日につきましては本年 9 月 1 日となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 10 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 10 号議案については、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、第 10 号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、日程第 3 の第 1 号議案から第 10 号議案までの審議を終了いたしました。</p> <p>次に日程第 4 の報告第 1 号「胎内市農業委員会の委員の選任に関する規程の制定について」、報告第 2 号「胎内市農業委員会の委員の候補者評価委員会要綱の制定について」、報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の該当による届出について」を報告いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第 1 号をご説明いたします。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>報告第 1 号につきましては、新制度における農業委員の選任に関する手続き等を定めるもので、市から情報提供があったことから皆様にご報告するものであります。主な内容は、推薦及び応募の手続きとそれに必要な届出の様式を定めたものでありま</p>

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、報告第2号をご説明いたします。</p> <p>議案書15ページをお願いします。</p> <p>報告第2号につきましては、農業委員の候補者を評価するために設置する、評価委員会に関するものであります。主な内容といたしましては、評価委員会の所掌事項や委員の構成などを定めるものであります。</p> <p>なお、報告第1号、報告第2号ともに施行日は本年9月1日となっております。</p> <p>続きまして、報告第3号をご説明いたします。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p> <p>この案件は、農地法第4条第1項第8号の該当による届出があったことを報告するものであります。</p> <p>いわゆる2a未満の自己転用に限り農地法における転用許可が不要とするものであります。着工予定日に記載のとおり、現地には10年ぐらい前からパイプ車庫が設置されていましたが、簡易なものではない格納庫等を作りたいとして、このたび届け出があったものであります。</p> <p>現地案内図をこのページの下段にお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>以上で日程第4の報告を終わります。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了致しました。</p> <p>これを持ちまして、平成29年8月の胎内市農業委員会総会を閉会といたします。</p>
-----------	--

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成29年8月25日

議長

18番

19番
